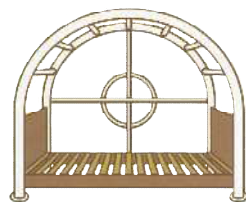


木造住宅耐震シェルター整備費補助制度

豊橋市では、地震による住宅の倒壊から高齢者等の生命を守るため、耐震シェルターを整備する費用の一部を補助します。



【耐震シェルター】・【防災ベッド】
地震時、住宅の倒壊から人命を守ることを目的として住宅内に設置する装置のことです。

補助金の条件

■対象となる建物等

次の①～⑤の条件を満たす建物

- ①昭和56年5月31日以前に着工された建物
- ②木造の在来構法・伝統構法の建物（ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外）で階数が2階建て以下のもの
- ③一戸建て住宅、長屋、共同住宅（貸家を含み、住宅以外の用途が延べ面積の2分の1未満に限る）
- ④豊橋市の無料耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された建物
- ⑤高齢者（申請年の年度末時点で満65歳以上の者）または、障がい者が居住していること

■補助の申請者

対象建物の所有者（建物に居住する者で所有者の同意を得られる者を含む）

補助の対象となる耐震シェルター・防災ベッド

- 住宅の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県知事が認めたもの
（詳しくは、お問い合わせください）

補助金の額

補助上限額 30万円

- 耐震シェルター・防災ベッドの整備に要する経費
（耐震シェルター・防災ベッド購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する経費）

- 契約、整備を始める前に補助申請をして下さい。
詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 豊橋市役所 建設部 建築物安全推進課
(51-2579)